

第1回 議会基本条例策定委員会の概要

○開催日時:平成26年6月9日(月)午後1時42分～午後3時34分

○開催場所:市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、澁谷政義、
管野恭子、佐久間儀郎、山田裕一、
小山定男(市民委員)、山田吉訓(市民委員)

○欠席委員:栗原幸江(市民委員)

○傍聴者:伊藤勝美議員

1. 委員会の運営について

- ◆委員会条例の規定を準用し、傍聴については、委員長の許可を得た者は傍聴できる。また、委員以外の議員についても傍聴はできることを確認しました。
- ◆委員会条例の規定を準用し、表決については出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによることを確認しました。
- ◆議会改革特別委員会での条例検討の経過を市民委員へお知らせしました。
- ◆議会基本条例案策定までの行程について市民委員へお知らせしました。

2. 条文の検討①

- ◆白石市議会基本条例案に盛り込む事項について、東京財団中尾修研究員のアドバイスや市民委員のご意見を伺いながら、条文の検討を行いました。

会派結成と役割

【これまでの検討内容】

- ・会派を結成することができることを規定する。
- ・会派とは何をするための集団なのか明確にする。
- ・会派の代表者(一人会派の代表者も含めた)による会議の開催を検討する。

【改革案】

- ・これまでの「会派会長会議」を「会派代表者会議」に改め、一人会派からも代表者が出席できるようにしてはどうか。
- ・この会議に関する事項については、申し合わせ事項等の改正を行う。

(市民委員の意見)

- 会派の役割が市民には今ひとつ不明確なところがある。
- 白石市議会として、会派はもっていたほうが良いのか。

(委員の意見)

- 会派については、各議員それぞれに考え方が違う。政務活動費との関係もあり結成については、できる規定としたい。
- 議員個人の自由意思を尊重しているので、会派による意見の拘束等を行っていない。



第〇条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

正副議長の立候補制

【これまでの検討内容】

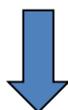
- ・正副議長選出の経過を明確にすることを規定する。
- ・正副議長の選出は立候補制とすることを規定する。
- ・立候補者には、本会議において立候補表明する機会を設ける。

(市民委員の意見)

- 議長、副議長の選出は、地方自治法を遵守しつつも、選出の過程が市民に明らかになる方法が良い。

(委員の意見)

- 運用の中で、傍聴者のいる本会議場において立候補者の所信表明ができるよう検討する。



第〇条 議会を代表する議長、副議長の選出にあたっては、立候補制とし、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。

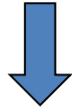
情報公開の徹底

【これまでの検討内容】

- ・ホームページ等を活用して、本会議以外の委員会会議録や政務活動費を公開することを検討する。
- ・議会映像のインターネット配信を実施する。
- ・傍聴者へ資料の貸し出しを検討する。

(中尾修研究員の意見)

→議会が強くなるための条例ではなく、市民にとって使い勝手の良い条例にしてほしい。



第〇条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

住民参加・住民との連携

【これまでの検討内容】

・市民との意見交換の場を設けることで、議員の政策立案能力を強化することを規定する。

(中尾修研究員の意見)

→多様な民意を拾えるシステムを作ってほしい。

→住民代表機関である議会と住民が共同で行う事業とするべき。



第〇条 議会は、市民との意見交換会の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

議会報告会の開催

【これまでの検討内容】

- ・議会報告会の名称や開催回数などについて規定する。
- ・この取り組みについては、全議員で取り組むことを規定する。
- ・報告会開催についての必要事項は、別に要領などに規定する。

【改革案】

・開催時期、内容、班編制、役割、準備、報告書のほか、市民からの意見を政策に反映させていく仕組みを別に要領で定める。

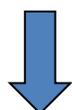
(市民委員の意見)

→年1回以上という回数を入れる理由は何か。

(委員の意見)

→回数を入れなければ、開催しない年や、2年に1回でも良いという考えが出てくるので、議員を縛る意味でも回数を入れたい。

→必ず開催するということならば、「しなければならない。」という語尾にしたほうが市民にも伝わりやすい。



第〇条 議会は、市民への報告と市民との意見交換会の場として、全議員出席のもとに意見交換会を年1回以上開催しなければならない。

2 意見交換会に関することは、別に定める。

会議の公開

【これまでの検討内容】

- ・本会議の他、これまで委員長の許可制だった委員会の傍聴について、原則公開とすることを規定する。

【改革案】

- ・これに伴う委員会条例等の改正も検討する。

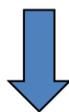


第〇条 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開とする。

議案に対する議員の態度公表

【これまでの検討内容】

- ・議案に対する各議員の賛否について、ホームページ等で公表することを検討する。

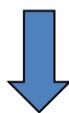


第〇条 議会は、全ての議案に対する各議員の賛否をホームページ等で公表することで、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。

請願・陳情提出者の意見聴取の機会

【これまでの検討内容】

- ・請願者及び陳情者から趣旨の説明を受ける機会を持つことを規定する。



第〇条 議회가、請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。

一般会議の開催

【これまでの検討内容】

- ・委員の必要度及び議員アンケート結果から盛り込まないこととした。

(中尾修研究員の意見)

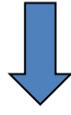
- 会議の名称は何でも良いが、議案になる以前にゼロベースから関与できるシステムが条例上必要。

一般会議の規定について各委員が継続して研究することとしました。

議会モニターの設置

【これまでの検討内容】

- ・議会運営に関する市民の意見を聴取し、それらを反映するため、必要に応じて一般公募による議会モニターを設置することを検討する。



第〇条 議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。

2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

緊張関係の保持

【これまでの検討内容】

- ・議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持することを規定する。

(市民委員の意見)

→具体的にはどういうことを行うのか。

(委員の意見)

→具体的な取り組みは見えづらいが、議会と市長との立場や権能の違いを踏まえ、執行機関の監視を行っていくという理念的なもの。



第〇条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

一問一答と反問権

【これまでの検討内容】

- ・議案の審議は、本会議を中心に行い、市民にわかりやすい議会運営を目指す。
- ・本会議における議員と市長及び執行機関の職員との質疑応答は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことを規定する。

【改革案】

- ・本会議質疑の一問一答について、6月議会から試行する。

【検討課題】

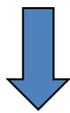
- ・市長等による反問権は、現行の運用(質問内容の確認など)を維持するが、今後全議員で検討をしたうえで運用拡大も研究していく。

(中尾修研究員の意見)

反問権について

→議員は質問の専門家から脱皮すべき。

→感情論争になる前に、議長が議場整理権を行使するし、会議規則というルールがあるのだから運用拡大も心配はない。



第〇条 議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員（市長等）との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長の許可を得て反問することができる。

3 議案の審議は、本会議を中心に行い、市民にわかりやすい議会運営に努めなければならない。

※この続きは、次回の委員会で検討します。

3. その他

◆次回は、平成26年6月20日（金）午後1時30分から開催（予定）することになりました。